［八～三十二　略］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を削る。］
三十三～三十五の二　［略］
三十六　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の施行に関すること（浄化槽設備士に関するものを除く。）。
三十七　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。
三十八～四十　［略］
（河川課の所掌事務）
第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～十三　略］
十四　水防に関すること。
［十五～二十二　略］
二十三　雨水出水浸水想定区域に関すること。
二十四　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第五項及び第二十四条の三第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告及び届出の受理並びに水道事業及び水道用水供給事業の指導及び助成に関すること。
二十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。
二十六　エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律及び地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく水道及び下水道に係る措置に関すること。
二十七　前三号に掲げるもののほか、水道に関することその他人の飲用に供する水の利用に関すること。
二十八　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。
二十九　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。
（災害査定官の職務）
第七十二条　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、水道、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。

［八～三十二　同上］
三十三　流域水害対策計画（下水道に係る部分に限る。）の同意に関すること。
三十四　公共下水道、流域下水道及び都市下水路の管理に関する指導、監督及び助成に関すること。
三十四の二　雨水出水浸水想定区域に関すること。
三十五～三十七の二　［同上］
三十八　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）及び浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の施行に関すること（浄化槽設備士に関するものを除く。）。
三十九　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。
四十～四十二　［同上］
（河川課の所掌事務）
第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～十三　同上］
十四　水防に関すること（建設産業・地方整備課の所掌に属するものを除く。）。
［十五～二十二　同上］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
［号を加える。］
（災害査定官の職務）
第七十二条　災害査定官は、国土交通省の所掌に係る公共土木施設（港湾、港湾に係る海岸、下水道及び公園を除く。）に係る公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定に基づく災害復旧事業費の決定のための査定に当たる。